

名称	主な改正内容	公表日 (確定日)	適用時期(3月決算会社) ○:強制適用 △:早期適用										
			H25/3			H26/3			H27/3				
			期首		期末	期首		期末	期首		期末		
連結財務諸表に関する会計基準 (平成23年3月改正)	企業会計基準 第22号	H23.3.25	△	→	→	→	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。(早期適用は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から)
一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準 適用指針第15号	H23.3.25	△	→	→	→	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。(早期適用は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から)
連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準 適用指針第22号	H23.3.25	△	→	→	→	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。(早期適用は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から)
投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い (平成23年3月改正)	実務対応報告 第20号	H23.3.25	△	→	→	→	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。(早期適用は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から)
退職給付に関する会計基準 退職給付に関する会計基準の適用指針	企業会計基準 第26号 企業会計基準 適用指針第25号	H24.5.17				△	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。
退職給付に関する会計基準 退職給付に関する会計基準の適用指針	企業会計基準 第26号 企業会計基準 適用指針第25号	H24.5.17				△	→	→	→	→	→	→	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。
退職給付に関する会計基準 退職給付に関する会計基準の適用指針	企業会計基準 第26号 企業会計基準 適用指針第25号	H24.5.17				△	→	→	→	→	→	→	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。 平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。 実務上困難な場合には、所定の注記を条件に平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。